**虐待防止について　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　資料２**

**施設従事者による虐待件数の推移（香川県）**

**（１）虐待防止にむけた取組み**

①管理職・職員の研修、資質向上

②個別支援の推進

③開かれた施設運営の推進

④実効性のある苦情処理体制の構築

⑤組織としての虐待防止の取り組みの徹底

⑥虐待防止委員会の設置

令和４年度から義務化

①虐待防止委員会の定期開催

定期的（年１回以上）に開催し、検討結果を従業者に対し、周知徹底を図ることが義務化

②従業者への研修の実施

研修の定期的（年１回以上）な実施が義務化

③虐待防止のための責任者の設置

虐待防止委員会や虐待防止研修の定期開催について、適切に実施するための担当者を配置することが

義務化

☑　虐待防止のための措置を講じ、全職員に周知、徹底されているか

（運営規程への記載／責任者の選定／研修の実施／掲示物の掲示／マニュアル等の整備）

☑　やむを得ず身体拘束を行う場合の手続きは適切か

☑　苦情解決のための措置を講じているか

☑　サービスの質の評価を行っているか

☑　虐待防止委員会を設置しているか

**ポイント**

**（２）身体拘束等の適正化への取組み**

正当な理由なく身体を拘束することは身体的虐待にあたります。

また、**やむを得ず身体拘束を行う場合は下記の３要件のすべてを満たし、手続き等が適正に行われていることが必要**です。

①**切迫性**　　　生命、身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

②**非代替性**　　身体拘束や行動制限を行う以外に代替方法がないこと

③**一時性**　　　身体拘束や行動制限が一時的なものであること

令和４年度から義務化

①身体拘束適正化検討委員会の開催

定期的（年１回以上）に開催し，検討結果を従業者に対し，周知徹底を図ることが義務化

②指針の整備

事業所における身体拘束等の適正化のための指針の整備が義務化

③定期的な研修の実施

従業者に対し，指針に基づいた研修プログラムを作成し，定期的（年１回以上）に研修を実施することが義務化

☑　職員個人ではなく組織として判断しているか（会議での決定、ガイドライン等の整備）

☑　個別支援計画へ記載されているか（態様、時間、理由等）

☑　本人・保護者へ説明し同意を得ているか

☑　**身体拘束を行った場合の記録があるか（態様、時間、心身の状況、理由等）**

☑　身体拘束廃止に向けて検討しているか

**ポイント**

**（３）苦情受付、解決のための取組み**

施設等は提供したサービスに関する利用者又は保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応する

ために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない、と

されています。

また、苦情に関して、都道府県知事、市町、あるいは運営適正化委員会が行う調査に協力す

るとともに、指導又は助言を受けた場合は、必要な改善をし、報告しなければなりません。

☑　苦情受付の窓口を設置しているか

☑　苦情解決の体制は整っているか（担当者、責任者、第三者委員の設置等）

☑　苦情解決の手順は定められているか（マニュアル等の整備、内容の記録、結果の公表等）

☑　運営規程で定め、重要事項説明や掲示物等で児童や家族に分かりやすく周知できているか

**ポイント**

**（４）事故への対応・事故防止の取り組み**

　　　事故は、日常の不適切な支援を放置することで起こります。小さな事故が虐待につながっていくこともあります。事故に関するヒヤリハットと同じように、日々の支援の中の不適切な対応について見直し、**適切な支援になるように継続して検討し、改善していきましょう。**

☑　事故対応・防止についてマニュアル等で定めている

☑　ヒヤリハットへの取り組みを行っている

☑　損害賠償保険に加入している

**〇事故が発生したとき**

☑　速やかな対応を行った

☑　保護者、家族、市町、県へ**すぐに連絡をした**

☑　**事故に関する記録がある**

☑　**改善策が職員全員に周知徹底できている**

**ポイント**

**★施設従事者等による虐待防止の重要なポイント★**

**・虐待防止の取り組みは、障害者の「基本的人権」を擁護する取組みである。**

**・「基本的人権」は、障害のあるなしにかかわらず、子どもも大人も、利用者も職員も、すべての人間が生まれながらに持っている大切な権利である。**

**・「基本的人権」とは、「安心」「自信」「自由」の権利（「３つの権利」）である。**

**・不適切な支援に早く気づき、適切な支援へと改善する取組み（早期発見・早期対応）を進める中で、虐待へと発展することを防ぐことが大事である。**

**・早期発見、早期対応は、障害者を「被害者」にしない取組みであると同時に、施設従事者等が「加害者」になることを防ぐための取組みである。**

**・施設従事者等による虐待を防止する取組みは、職員一人ひとりが人権感覚を磨き、支援技術を向上させる取組みと同時に、法人等の組織として虐待防止委員会を設置し、虐待防止責任者を中心に、虐待防止のための運営体制を整え、職員個人の責任に任せない、組織的な取組みを徹底することが重要である。**